



加入光ファイバ接続料の算定方法に関する主な論点（案）

令和7年11月25日
事務局

1. 算定方式・期間について

- ① 乖離額調整の影響緩和やメタル縮退計画を踏まえた中長期の影響の把握のため、**3～5年間の将来原価方式を採用すべき**との意見についてどう考えるか。（KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）
- ② 将来原価方式を採用する場合、**人件費・物件費の予測の際にはNTT東西の実態を反映した予測を行うべき**との意見についてどう考えるか。（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）

2. 適正な報酬の算定について

- ① 検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、現在モバイル接続料算定において採用している**圧縮前の貸借対照表の自己資本比率を用いるべき**との意見についてどう考えるか（ソフトバンク株式会社、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）
- ② **NTT持株との間での資本調達の実態**（配当の実態等）はどうか。特に、**NTT東西の資本調達コスト（期待自己資本利益率）はNTT持株の資本調達コスト（期待自己資本利益率）を上回ることではないか**。仮に上回ることがあり得る場合、それはどのような事情によるものか。また、NTT東西の資本調達コストがNTT持株の資本調達コスト以下となる場合、**NTT持株の期待自己資本利益率をNTT東西の期待自己資本利益率の上限とすべき**との意見についてどう考えるか（KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）
- ③ NTT持株の株式の特殊性に鑑み、**NTT持株の期待自己資本利益率を以下の前提で算定すべき**との意見についてどう考えるか。（KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）
 - ・ 1/3の政府保有分は配当利回りの実績ベース（あるいはリスクフリーレート）で算定
 - ・ 残りの2/3はCAPM方式で算定
- ④ **期待自己資本利益率**については、長期安定的なものとなるよう、**主要企業の自己資本利益率と同じ5年間の平均値とすべき**との意見についてどう考えるか。（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）
- ⑤ **β値**について、直近の実態を反映する観点から、モバイル接続料と同様に、**毎年度、直近3年間の値の中央値を採用すべき**との意見についてどう考えるか。（KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）

3. 乖離額調整の在り方について

- ① **乖離額調整を行う場合は、その影響を極小化するため、上限と下限のキャップ等を設けるべき（NTT東西のコスト削減のインセンティブとなる仕組みを設けるべき）**との意見についてどう考えるか。（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）

4. 設備の耐用年数に係る検討について

- ① 光ファイバや電柱等の**各設備において、設備の利用実態を検証の上、検証結果を公表**するとともに、設備の耐用年数との間で乖離が発生しているものがあれば、**接続料へ反映すべき**との意見についてどう考えるか。（KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）
- ② 特に、光ファイバの耐用年数について、シース(外皮)、用途・使用上の環境等から**光ファイバの耐用年数はメタルケーブルとほぼ同一以上とみなせるのではないかと**の意見についてどう考えるか。（ソフトバンク株式会社）

5. 予測値等の情報開示について

- ① 金融政策の変動や物価上昇等の環境変化を踏まえ、**接続料の予測値について数年分の値を毎年度開示すべき**の意見についてどう考えるか。また、**算定期間をまたぐ場合は今次算定期間と同様の算定方法で予測値を開示すべき**との意見についてどう考えるか。（KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）
- ② ①の**情報開示の在り方について**、自主的な開示ではなく**接続約款に情報開示義務として規定すべき**との意見についてどう考えるか。（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）

(1)加入光ファイバ接続料の算定方法（算定方式・期間、設備の耐用年数、乖離額調整）

1. 算定方式・期間について

- 本来直ちに乖離額を調整することが理想だが、乖離額調整による接続料水準の急激な変動に配慮し、複数年を算定期間とした将来原価方式により、調整額を算定期間内で平準化することも考えられるとともに、事業者の予見性確保の観点から、**複数年（算定期間3～5年間）の将来原価方式とすることが妥当**。（NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社）
- 乖離額調整の影響緩和のため、**複数年（例：5年）の将来原価方式による算定が妥当**。（KDDI株式会社）
- メタル縮退計画が公表され中長期の傾向や影響把握が今後一層重要となるため、**算定期間は5年分の将来原価方式とするべき**。（ソフトバンク株式会社）
- **次々期算定期間に向けては、**次期算定期間で生じる乖離額の状態等も踏まえながら、**1年間の将来原価方式の是非等、適切な将来原価の在り方を再度検討すべき**。（KDDI株式会社）
- 予見性を確保する観点から、**基本的に将来原価方式を採用することが妥当**。（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）
- 予測と実績の乖離を縮小させ、接続事業者における接続料の予見性を高めるため、**設備管理運営費（施設保全費等）について、施設保全費等の費用予測に、企業物価指数の変動を反映することで、直近の人件費・物件費の高騰影響を加味することを検討**。（NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社）
- **人件費・物件費の予測の指標として、「企業物価指数」を採用するとされているところ、「企業物価指数」は変動が大きく、関係のない財の影響を受けるため、NTT東西の実態を反映したコスト予測を行うことが妥当**。（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）

2. 設備の耐用年数について

- **電柱の耐用年数について、**令和6年3月21日付け総務省要請に基づき検証を行った結果、**耐用年数を28年から35年に見直すこととした**（2025年度第2四半期決算より、2025年度当初に遡って適用）。（NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社）
- 光ファイバや電柱等、設備の利用実態に即した耐用年数に適時適切に見直すことが必要（光ファイバは3年間毎の認可申請時に更新、電柱等は2013年以降、検討・見直しが行われていない状況）であり、**各設備において、設備の利用実態を検証の上、検証結果を公表し、設備の耐用年数との間で乖離が発生しているものがあれば、接続料への見直し反映を要望**。（KDDI株式会社）
- 令和5年7月31日付け総務省要請に基づいた**光ファイバの耐用年数の検討結果については、接続事業者にも開示を要望**。なお、シース(外皮)、用途・使用上の環境等から**光ファイバの耐用年数はメタルケーブルとほぼ同一以上とみなせるのではないかと**。 （ソフトバンク株式会社）

3. 乖離額調整について

- **接続料の原則は過不足のない費用回収であること、**接続料は当社・接続事業者の営業戦略等によっても変動すること、予測である以上、構造的に実績との間に乖離が生じることは避けられないことから、**将来原価方式を採用する場合においても、乖離額調整は必須**。（NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社）
- **乖離額調整を行う場合は、**その影響を極小化するとともにNTT東西のコスト削減のインセンティブが働く仕組みを設けるため、**上限と下限のキャップ等を設けることが妥当**。（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）

(2)加入光ファイバ接続料の算定方法（適正な報酬の算定）

1. 自己資本比率の算定方法について

- 報酬算定について、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、現在モバイル接続料算定において採用している圧縮前の貸借対照表の自己資本比率を用いるべき（ソフトバンク株式会社、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）

2. β値の算定方法について

- 直近の実態や動向を反映する観点から、モバイル接続料と同様に、毎年度、3年間分のβ値を算定し、直近3年間の中央値を採用するべき。（KDDI株式会社、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）

3. 期待自己資本利益率の算定方法について

- 予測と実績の乖離を縮小させ、接続事業者における接続料の予見性を高めるため、資本コスト算定に用いるリスクフリーレート（10年物国債の平均利回り）の予測に、直近のデータを加味することを検討。（NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社）
- NTT持株の期待自己資本利益率について、政府の1/3保有分は配当利回りの実績ベースで算定し、残りの2/3（政府の1/3超過保有分および一般投資家保有分）はCAPMで算定の上、NTT東西の期待自己資本利益率が、上記NTT持株の期待自己資本利益率を上回った場合は、NTT持株の期待自己資本利益率を上限に算定するべき。（KDDI株式会社）
- 政府保有資本については、CAPM的手法の前提である「完全な自由流通市場を想定した市場メカニズム」との相関性はなく、資本の2/3に相当する部分はCAPMを用いた期待自己資本利益率を採用し、1/3に相当する部分はリスクが極めて低い政府保有資産と見なしリスクフリーレートを採用するのべき。（ソフトバンク株式会社）
- 3年間の平均値で算出されている期待自己資本利益率について、長期安定的なものとなるよう、主要企業の自己資本利益率と同じ5年間の平均値とするべき。（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）

(3) 加入光ファイバ接続料の予見性の確保

1. 加入光ファイバ接続料に係る情報開示の方法について

- 接続事業者の加入光ファイバ接続料に関する予見性向上のため従前から情報公開を行ってきたところだが、更なる予見性向上に向けた新たな取り組みとして、複数年の将来原価方式の算定期間の中間年度において、算定期間以降も含む接続料水準の見通し（概算額）を示すことを検討。（NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社）
- 今後も金融政策の変動が見込まれる中、長期の算定期間をとることは、特に後年度において乖離額が大きくなるリスクが高まるため、予見性可能性の確保の観点から、予測接続料の見通しについて毎年度3年度分の開示を要望。（少なくとも、乖離リスクの高まる後年度は必須）（KDDI株式会社）
- 金利・物価上昇等の市場環境が大きく変動する傾向にあるため、接続料水準の見通し（概算額）は毎年度4年分先まで開示を希望。（ソフトバンク株式会社）
- 算定期間をまたぐ場合は翌年度接続料の具体的な単金分からないため、大まかな傾向を把握するため、今次算定期間と同様の算定方法と仮定して単金の予測を情報開示が行われることを要望。（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）
- 加入光ファイバ接続料に係る情報開示は、NTT東西殿による「自主的な取組」であり、予見性を確実に確保するため、接続約款において情報開示義務として規定することが適当でないか。（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）
- 2035年までのメタル縮退等の大きな環境変化を踏まえ、加入光ファイバ接続料の適切な算定方法の在り方について、根本的な議論を行うことが必要ではないか。（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）